

介護保険について

一五〇四字

それで、今回も財政構造改革会議の中でいろいろと議論をなさ
 っておられるようであります。医療、年金に対しては、負担増、給
 付を下げるという形のお話が出て、細かな話がいつばい出てきます。
 きよこの新聞も、高額所得者に対しては医療も年金も給付は制限す
 るのだという考え方を一つ盛り込みをされておられるところであり
 ますけれども、前回申し上げましたけれども、保険というものが契
 約という考え方の中でいくならば、払っているから将来もらえるの
 だという話になる中で、政府が一方的に土俵をずらしていった、高
 額の所得の場合には給付はしませんよというような形をとっていき
 ますと、これは保険という原理にはなじまないというか、約束事を
 たがえることになるのではないかと思われま。考え方としてはわ
 かりますけれども、そういう方向が本当にいいのかどうか、よく議
 論をしていただきたいというふうに思います。あと、社民党のほう
 にも、この点については後でお聞かせをいただきたいと思ってお
 います。

今回の介護保険法案の中で、この財政問題について、もう一点だ
 け確認をさせていただきたいと思っている部分があります。それは、
 国の負担は調整交付金を入れて二五%であるというふうに定率の負
 担を打ち出しておられるわけですが、今後、国の財政状況が
 悪くなってくるという状況の中で、この二五%の負担割合というも

のは後退することはないのかというふうに心配をするわけですが、
 ども、この点についてはしっかりとした御答弁はいただけるもので
 ございますでしょうか。

江利川政府参考人 介護保険制度におきましては、現行の高齢者
 の介護関連の制度との整合性、また保険料が過大にならないとい
 うようなことを配慮いたしまして、保険給付に必要な費用の五割を公
 費で負担する、その半分を国費で負担するというふうになっている
 わけでございます。現行制度におきまして、福祉サービスは基本的
 に自己負担以外は公費で賄われているわけでございますし、それか
 ら、医療で賄う部分というのは、介護的な要素のところは現行制度
 でも半分公費があるわけでございます。そしてまた、そういう現行
 制度との関係、それから、民間事業者などの参入によりまして全体
 の給付が効率的に行われるのではないかというようなことから、
 今度の制度は、この新しい介護保険制度は国費の安定的な確保に資
 するものであるというふうに考えているところでございます。そう
 いう意味で、今後の運営におきまして、この制度をこのような形で
 維持していくということは基本でございます。

ただ、新進党の先生方の御議論の中には、この制度を全額公費で
 やるべきではないかという御議論がありましたし、また、検討規定、
 附則に設けておりますが、この制度のあり方を見直すということに
 なっているわけでございます。それは、全くそういうものを排除す
 るかどうかということは、恐らく、この制度が動いていった後の国
 民の意見、そういうものによるのではないかというふうに思います

ので、私どもは、基本的にはこの骨格を維持して運営すべきものと考えておりますが、附則におきまして、全体のあり方を見直すという規定が設けられているところでございます。

山本委員 次の質問に触れてお答えになつてゐる部分もあるのだらうと思ひますが、逆に、公費の負担割合をふやすということとはあり得るのか。検討規定の中にはそれらしき部分も読めるわけですが、実際の保険の運用に当たる市町村側からすれば、公費の負担割合、特に国の負担割合を下げられるという部分は、また約束が違うという話にもなるわけでございまして、ふやしていくという考え方については検討するのだということはあるということですが、財政状況が悪い中で、大蔵省もあるいは政府全体として責任を持って、少なくともこの二五％という枠は国としてはきちんと担保していくのだというお考えを、ひとつ大臣、はっきりと示していただきたいというふうに思ひます。

小泉国務大臣 この介護保険法案においても、社会情勢の推移を見きわめて検討するという条項も入つておりますし、国費の割合については、今後、検討する場合も当然出てくると思ひます。それは、上げるか下げるか、そのときの社会情勢によつても違つてくると思ひます。それはまた、サービス状況、民間の参入度合い、国民の感じ、すべて、上げるのも下げるのも検討の対象になり得ると思ひます。

山本委員 今、法律の中でしっかりとわかれてゐる国費二五％の負担という部分も、将来検討する中では下がることもある、あるいは

は上がることもあるというお考えというふうに思ひました。

今回の介護保険制度のつくり方というのが大変うまくできているというか、厚生官僚がよく考え出した形だなというふうに思ひました。

まず、各市町村単位に事業計画を立ててもらつた。それを全国で集めてくる。そしてその費用を、半分は公費で持ちましよう、人口割合で一七％は一号被保険者に、三三％は二号被保険者に持つていた。だくということでありまして。したがつて、健康保険のように、まず保険料を集めて、出来高払いで払つていきますと幾らでも赤字が出てきますけれども、今回の制度の中においては赤字は出ないという仕組みになつてゐるのでございまして。給付と負担の関係がわかりやすくなつてゐるというけれども、これも我々委員の方から指摘しましたように、負担と給付の関係が非常によくわかる。これだけの負担をしていただかないとこれだけのサービスは提供できませんよという話になる。各市町村も、サービスが少ないから保険料を下げていいのだという形で、そこも調整がつくようになってゐる。その意味において大変にうまい仕組みであるというふうに思ひます。

今、国は二五％持つか持たないかわからぬけれども国民にきつたり負担をせよという御発言でしたが、そういう制度の中で、第一号被保険者というものは各市町村の条例で定められていく中で保険料が決まります。各市町村単位としては、こういう事業サービスをやりたいのだという計画を提示をしながら、したがつて一号被保険者にはこれだけの負担をしていただきますという話になるわけであり

ますが、それは条例に書く。これは大臣の御答弁にあつたように、地方議会がしっかりすればいいのだ、地方の議員さんがしっかりとその審議の中で各事業計画をチェックすればいいのだ、一号被保険者の負担も考えればいいのだというお話でした。

問題は、第二号被保険者についての